静岡理学療法ジャーナル投稿・執筆規程

(本誌の目的)

- 1. 理学療法または関連する分野の研究と公表
- 2. 理学療法及び関連分野における最近の傾向や成果の掲載
- 3. 静岡県理学療法学術大会における優秀演題の論文化
- 4. 理学療法専門部会による総説論文・解説論文等の掲載

(投稿記事の種類)

- 1. 研究論文
- 2. 症例研究
- 3. 短報
- 4. その他(総説・解説・症例報告・臨床報告・紹介など)

(投稿者の資格)

本誌への投稿は原則として会員及びそのグループに限るが、特に本会に寄与する論文であれば会員外の投稿も 受理する。

(投稿原稿の条件)

- 1. 原稿は他紙に発表もしくは投稿中のものではないこと。
- 2. 原稿はWordファイルにて学術誌部メールアドレスへ提出する。
- 3. 原稿の規定枚数について
- (1)研究論文・症例研究・その他の投稿記事については、要旨・文献・図表を含み原則として刷り上り8頁(16,000字)以内とする。
- (2)短報は要旨・文献・図表を含み原則として刷り上り4頁(9,600字)以内とする。
- (3)図表は1枠を400字詰め原稿用紙1枚として換算すること。
- (4) 規程枚数を超過する場合は、学術誌部にその旨の連絡をすること。
- 4. 原稿は、表題・ランニングタイトル・著者名・キーワード (3個)・要旨・本文の順に記載する。また、著者頁には著者名・職種・所属名を記載する。
- 5. 論文には和文の要旨(400文字程度)をつける。英文の要旨は特に必要としない。
- 6. 単位は原則として国際単位系(SI単位)を用いること。
 - 例) 長さ:m 質量:kg 時間:s 温度:℃ 周波数:Hz など
- 7. 略語は初出時にフルスペルで和訳も記載する。
- 8. 研究に使用した機器名は「一般名(会社名、製品名)」で表記する。
- 9. 引用文献は本文の引用順に並べること。
- (1)雑誌の場合は、著者氏名・論文表題・雑誌名・西暦年号・巻・(最初-最終) の順に記載する。 例)著者氏名:論文表題.雑誌名.西暦年号,巻:(最初のページ) - (最終のページ).
- (2)単行本の場合は、著者氏名・書名・編集者名・発行所名・発行地・年次・頁の順に記載する。
 - 例)著者氏名:書名.編集者名,発行所名,発行地,年次,(最初のページ)-(最終のページ).
- (3)引用文献の著者が 3名以上の場合は、最初の 2名を書き、その他の著者については、他または et al. とする。例)著者 1 人目,2 人目,他または et al. :
- 10. 必要がない限りにおいて表に縦線は使用しないこと。
- 11. 理学療法専門部会は、論文の種類(総説論文・解説論文・講義等)を明記し提出すること。

(投稿承諾書)

論文の投稿に際しては、著者の論文への責任及び著作権譲渡確認のため、投稿原稿と合わせて別紙の投稿承諾 書に自筆による署名をして提出すること。

(利益相反)

すべての著者は本文中に利益相反の可能性がある事項(コンサルタント料、株式保有、寄付金、特許など)を 記載すること。

(研究倫理)

医学研究などの倫理的配慮については対象者の保護に十分留意し、ヘルシンキ宣言及び厚生労働省の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」など関する指針に基づき、必ず説明と同意の記述を行うこと。

(原稿の採択)

- 1. 原稿の採否と掲載号については、学術誌部にて決定する。
- 2. 査読の結果、編集方針に従い原稿の一部変更をお願いすることがある。
- 3. 学術誌部の校閲において字句の訂正をすることがある。

(配 布)

- 1. 静岡理学療法ジャーナルは、静岡県理学療法士会会員、各都道府県事務局に配布する(紙媒体または電子化)。
- 2. 静岡理学療法ジャーナルの登録は、国立国会図書館、医学中央雑誌、科学技術振興機構(JST)、メディカル オンラインなどに登録する。

(校 正)

著者校正は原則として1回とする。

(著作権の帰属及び承諾)

- 1. 本誌に掲載された論文の著作権は公益社団法人静岡県理学療法士会に帰属する。
- 2. 本誌に掲載された論文は HP 等オンラインで公開されることを承諾する。

(原稿提出先)

〒431-2102 静岡県浜松市浜名区都田町1230番地

常葉大学 保健医療学部 理学療法学科

公益社団法人 静岡県理学療法士会 学術局学術誌部 芦澤遼太

e-mail: r-ashizawa@hm.tokoha-u.ac.jp

(間い合わせ先)

静岡県理学療法士会事務所 e-mail:office@shizuoka-pt.com

(附 則)

- 1 この規程は、平成20年12月12日より施行する。
- 2 この規程は、平成21年7月1日より、一部改訂により施行する。
- 3 この規程は、平成23年3月1日より、一部改訂により施行する。
- 4 この規程は、平成27年7月1日より、一部改訂により施行する。
- 5 この規程は、平成29年7月14日より、一部改訂により施行する。
- 6 この規程は、令和4年3月1日より、一部改訂により施行する。
- 7 この規程は、令和5年4月1日より、一部改訂により施行する。